

第33回 総会議事録

1 開催の日時 令和8年2月27日(金)午後2時00分～午後2時55分

2 開催の場所 松江市市民活動センター 5階 501・502 研修室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第208号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第209号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第210号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第211号 非農地確認について

議 第212号 松江市農用地利用集積等促進計画(地域計画区域内)について

議 第213号 松江市農用地利用集積等促進計画(地域計画区域外)について

報告第55号 会長専決処分の報告

報告第56号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(15名) 欠席委員(2名)

1番 小村 伸吾 (欠)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (出)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	9番 古藤 俊光 (出)	10番 渡部 文明 (出)
12番 永江 りえ (出)	13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)
15番 松本 喜次 (出)	16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)
18番 森口 順子 (欠)	19番 三島 進 (出)	

5 事務局職員出席者

農業委員会

農地係長 松浦 孝

農地係主任 青山 浩之

農地係副主任 井上 雄太

6 会議内容

会 長
(議 長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第 33 回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、1 番委員、18 番委員から提出されています。現に在任する委員の数、17 名のうち、15 名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。14 番委員、15 番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の青山主任と井上副主任にお願いします。

それでは、議事にはいります。議第 207 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

失礼いたします。議第 207 号、今月の農地法第 3 条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の 3 ページ以降と併せて、農地法第 3 条説明資料をご覧ください。今月の農地法第 3 条の許可申請は所有権移転が 4 件 7 筆です。

はじめに、74 番の案件についてご説明します。申請は鹿島町武代の地目田 2 筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、農業経営の規模縮小のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、新規就農のため。受人の世帯は、管理機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、75 番の案件についてご説明します。申請は島根町大芦の畑 1 筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、生前贈与のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、譲り渡し人からの要望のため。受人の世帯は、主な農業用機械は所有されておりませんが、取得後は引き続きふき及び果樹を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、76 番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町下宇部尾の畑 3 筆を生前贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、祖父が管理していた農地を自分が管理するため。受人の世帯は、草刈り機を所有、管理機等の農業用機械を所有する予定されています。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、77 番の案件についてご説明いたします。申請は玉湯町布志名の地目畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接に住宅を購入したため耕作に便利のため。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されています。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長
9 番 委 員
議 長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 207 号について、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第 208 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事	務 局	<p>失礼します。議第 208 号、今月の農地法第 4 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 4 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、4 条 14 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、農機具庫です。転用面積は 148 m²、所要面積も同様の 148 m²です。事業計画は、申請地を農機具庫とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。このたび、自宅の改築にあたって開発許可申請を行ったところ、地目が農地のままであることが判明し、申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、4 条 15 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は鹿島町古浦の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 198 m²、所要面積も同様の 198 m²です。事業計画は、申請地を駐車場とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。このたび、自己所有地の情報を確認した際に、地目が農地のままであることが判明し、申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に、4 条 16 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場及び車庫兼物置です。転用面積は 80 m²、所要面積も同様の 80 m²です。事業計画は、申請地を駐車場及び車庫兼物置とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。このたび、相続手続きがきっかけとなり、申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程しました案件は、いずれも農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
9	番 委	<p>事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 208 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 208 号は、原案のとおり許可することに決します。

次に、議第 209 号「農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 209 号、今月の農地法第 5 条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について説明いたします。議案の 6 ページと併せて事業計画変更説明資料の 7 ページをご覧ください。

5 条事業計画変更 4 番について説明いたします。本案件は、令和 7 年 4 月 28 日付けで農地法第 5 条により許可した案件の事業計画変更申請です。申請地は八雲町熊野の 2 筆で、●●●●工事に伴い、現場事務所及び資材置場として使用するため、令和 8 年 2 月 28 日までの一時転用を許可していました。今回、工期の延長に伴い、引き続き申請地を使用するため、一時転用期間を令和 8 年 5 月 31 日まで延長する事業計画変更申請が提出されたものです。

以上、上程しました案件は、農地法第 5 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

9 番 委 員 事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第 209 号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第 209 号は原案のとおり承認することに決します。

次に、議第 210 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 失礼します。議第 210 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 8 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 9 ページをご覧ください。

はじめに、5 条 68 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は薦津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 49 m²、所要面積も同様の 49 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を駐車場とするものですが、追認案件であるため始末書が提出されています。このたび、譲受人への所有権移転登記をしようとしたところ農地のままであることが判明し、申請がなされたものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条69番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は朝酌町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、1筆が、水道管等が2種類以上埋設された道路の沿道の区域で、かつ2以上の教育施設が500m以内にあることから、第3種農地、1筆が、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、長屋住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は1,878㎡、所要面積も同様の1,878㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅2棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条70番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年12月6日付けで、農振除外済みです。転用目的は、墓地です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は9.92㎡、所要面積も同様の9.92㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、墓地とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条71番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町佐々布の3筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、宅地分譲です。転用面積は1,077㎡、所要面積も同様の1,077㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、宅地分譲するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条72番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町西来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、蓄電所です。転用面積は1,210㎡、所要面積は、隣接する宅地とあわせて2,087㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、蓄電所を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条73番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大草町の1筆です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、進入路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,171㎡の内300㎡、所要面積も同様の300㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和9年3月31日までです。事業計画は、転用該当地北西側の形状変更のため、申請地を整備し、進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、北西側の形状変更に伴い、他法令である盛土規制法の許可が必要となるため、そちらの許可が出次第、農地転用許可をする予定です。

以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

9 番 委 員	議 長	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。はじめに、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、71番、72番について採決いたします。原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第210号の71番、72番は原案のとおり許可することに決めます。次に、議第210号の内、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、68番、69番、70番について採決いたします。原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第210号の内、68番、69番、70番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。
		次に、議第211号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	それでは、議第211号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案12ページ以降と併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは3件9筆です。
		はじめに、18番について説明します。土地の所在は、岡本町、市街化調整区域、農振農用地区域外の地目田3筆、畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和40年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。
		次に、19番について説明します。土地の所在は、乃白町、市街化調整区域、農振農用地区域外の地目畑1筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。
		次に、20番について説明します。土地の所在は、東出雲町上意東、都市計画区域外、農振農用地区域の地目畑4筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地について、場所は議案及び説明資料のとおりです。昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況です。
		以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議	長	ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第211号は、原案のとおり確認す

議 長 長 ることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 長 ご異議なしということですので、議第 211 号は原案のとおり確認することに決ま
す。
次に、議第 212 号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について」を上
務 局 務 局 程します。事務局の説明をお願いします。
失礼します。議第 212 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、
ご説明いたします。なお、議第 212 号、転 18 から転 28、転 35 から転 37、転 39 から
転 44、転 46、転 49 は、2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと
思います。また、その議事の際は、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員
は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 長 事務局からの説明のとおり、2 番委員は退席をお願いします。
(2 番委員が退室後)

議 長 長 それでは、該当の 22 件について、事務局より説明をお願いします。
務 局 務 局 失礼します。議第 212 号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域内）について、
ご説明いたします。お手元の議案 17 ページの転 18 から 18 ページの転 28 は、西谷町、
古志町、西浜佐陀町の農地です。このうち転 18 は新規案件、その他は更新案件です。
19 ページの転 35 から転 37 は古志町の農地、更新案件です。19 ページの転 39 から 20
ページの転 44 は古志町、西浜佐陀町の農地、転 41 は新規案件、その他は更新案件で
す。20 ページの転 46 は浜佐田町の農地、更新案件です。21 ページの転 49 は薦津町の
農地、更新案件です。
以上、ご審議をお願いします。

議 長 長 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。
それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問
はありませんか。
(なしの声)

議 長 長 ないようでございますので、採決いたします。22 件について、原案のとおり承認す
ることにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 長 ご異議なしということですので、議第 212 号、転 18 から転 28、転 35 から転 37、転
39 から転 44、転 46、転 49 は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、2
番委員の除斥を解きます。
(2 番委員が入室後)

事 務 局 務 局 続いて、議第 212 号、転 55 は、7 番委員に関する案件ですので、先議させていただ
きたいと思います。また、その議事の際は、農業委員会法第 31 条の規定により、関係
する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議 長 長 事務局からの説明のとおり、7 番委員は退席をお願いします。
(7 番委員が退室後)

議 長 長 それでは該当の 1 件について、事務局より説明をお願いします。
務 局 務 局 失礼します。お手元の議案 22 ページの転 55 は西生馬町の農地 2 筆で、更新案件で
す。
以上、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。該当の1件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第212号、転55は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、7番委員の除斥を解きます。

(7番委員が入室後)

議 長 続いて、議第212号、転18から転28、転35から転37、転39から転44、転46、転49、転55以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。お手元の議案32ページから38ページをご覧ください。詳細は記載のとおり、今年度で期間が終了する貸借の更新が主になります。このうち15ページ転1、大野町の案件につきましては、現況は田の一部を埋めた雑種地で所有は記載の法人、利用はされておられません。大野地区ほ場整備の計画にこの土地が含まれており、公社が借り入れる必要があるため、設定するものです。今回の転貸契約のうち地域計画区域内の地目別面積は、田265,341㎡、畑41,697㎡、その他44㎡、計307,082㎡です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。

それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。該当の81件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第212号、転18から転28、転35から転37、転39から転44、転46、転49、転55以外は、原案のとおり承認することに決めます。

次に、議第213号「農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第213号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。なお、議第213号、転110、転111は、2番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議 長 事務局からの説明のとおり、2番委員は退室をお願いします。

(2番委員が退室後)

議 長 それでは、該当の2件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。議第213号、農用地利用集積等促進計画（地域計画区域外）について、ご説明いたします。お手元の議案32ページの転110、転111は西生馬町、東生馬町の農地3筆、更新案件です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問

議	長	はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。該当の2件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第213号、転110、転111は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、2番委員の除斥を解きます。
		(2番委員が入室後)
事 務 局	長	続いて、議第213号、転129、転130は、6番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。
議	長	事務局からの説明のとおり、6番委員は退席をお願いします。
		(6番委員が退室後)
議 事 務 局	長	それでは該当の2件について、事務局より説明をお願いします。
	局	失礼します。お手元の議案35ページの転129、転130は朝酌町の農地2筆、更新案件です。
		以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。該当の2件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第213号、転129、転130は、原案のとおり承認することに決めます。それでは、6番委員の除斥を解きます。
		(6番委員が入室後)
議	長	それでは、議第213号、転110、転111、転129、転130以外の案件について、審議したいと思っております。事務局より説明をお願いします。
事 務 局	局	失礼します。お手元の議案15ページから30ページをご覧ください。詳細は記載のとおり、今年度で期間が終了する貸借の更新が主になります。今回の転貸契約のうち地域計画区域外の地目別面積は、田69,784㎡、畑なし、計69,784㎡です。
		以上、ご審議をお願いします。
議	長	説明が終わりました。若干確認の時間を取ります。
		それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
7 番 委 員	長	転114、転115について、契約期間が6年未満となっているが3年未満の誤りではないのか。
事 務 局	局	丸3年の契約ですので、6年未満となります。
議	長	ほかにごありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。該当の41件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
ご異議なしということですので、議第 213 号、転 110、転 111、転 129、転 130 以外
は、原案のとおり承認することに決めます。

事務局長 次に、報告に入ります。報告第 55 号「会長専決処分の報告」及び報告第 56 号「事
務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

局長 (報告)
報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。
以上で議事を終了しましたので、第 33 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。